

■ 交付要綱 新旧対照表（令和5年4月3日）

頁	新（改正後）	旧（現行）
1	<p>(略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる補助事業に要する経費とする。</p> <p>(1) 大型自動車免許及び大型自動車特殊免許取得の場合</p> <p>・ 入学金、適性検査料、技能教習料、教本代、写真代、<u>検定料及び卒業証明書交付手数料</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(略)</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる補助事業に要する経費とする。</p> <p>(1) 大型自動車免許及び大型自動車特殊免許取得の場合</p> <p>・ 入学金、適性検査料、技能教習料、教本代、写真代及び検定料</p> <p>(以下省略)</p>
1	<p>(略)</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる事業期間は、交付申請した年の4月1日から翌年2月<u>29日</u>までとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(略)</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる事業期間は、交付申請した年の4月1日から翌年2月28日までとする。</p> <p>(以下省略)</p>
3	<p>(略)</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第15条 補助事業者が規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、所管の建設事務所の長を経由して提出しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和2年度から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年度から適用する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年度から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第15条 補助事業者が規則及びこの要綱に定めるところにより知事に提出する書類は、所管の建設事務所の長を経由して提出しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和2年度から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和3年度から適用する。</p>

■募集要項 新旧対照表（令和5年4月3日）

頁	新（改正後）	旧（現行）
1	<p>(略)</p> <p>2 対象となる事業者 福島県建設工事等請負有資格業者名簿の土木工事及び舗装工事に記載されている企業のうち、新たに大型自動車免許及び大型自動車特殊免許を必要とする除雪作業に従事するオペレーター（<u>令和5年4月1日</u>時点で55歳以下）を対象とします。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 対象となる事業者 福島県建設工事等請負有資格業者名簿の土木工事及び舗装工事に記載されている企業のうち、新たに大型自動車免許及び大型自動車特殊免許を必要とする除雪作業に従事するオペレーター（令和4年4月1日時点で55歳以下）を対象とします。</p> <p>(以下省略)</p>
1	<p>(略)</p> <p>3 補助の内容 (1) 補助率 対象経費の1/2以内 (2) 限度額 1名につき10万円とし、予算の範囲内で補助する。 (3) 補助の対象となる経費 <u>令和5年4月3日から令和6年2月29日</u>までの間に支出された次の①②の補助事業に係る実費についてのみ補助します。</p>	<p>(略)</p> <p>3 補助の内容 (1) 補助率 対象経費の1/2以内 (2) 限度額 1名につき10万円とし、予算の範囲内で補助する。 (3) 補助の対象となる経費 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に支出された次の①②の補助事業に係る実費についてのみ補助します。</p>
2	<p>(略)</p> <p>5 募集期間 <u>令和5年4月3日（月）～9月29日（金）</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 募集期間 令和4年4月1日（金）～9月30日（金）</p> <p>(以下省略)</p>

■交付要領 ※変更なし